

報道関係者 各位

令和元年 11 月 25 日

【照会先】

栃木労働局 労働基準部 健康安全課
課 長 井 口 恵 貴
安全専門官 山 田 和 昭
(電話) 028-634-9117

栃木県内の**死亡労働災害**が急増

(10 月中旬以降、1 か月間で **5 件発生**)

～ 「**栃木労働局長緊急メッセージ**」とともに、
令和最初の「**年末年始無災害運動**」を展開します ～

栃木労働局（局長 浅野浩美）は、死亡労働災害の急増を受け、緊急メッセージを広く周知するとともに、年末年始無災害運動実施期間中の労働災害防止対策の強化に取り組めます。

【労働災害の発生状況等】

令和元年 10 月末現在、栃木県内労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、1,430 人と昨年同時期よりも 35 人上回り、依然として増加傾向にあります。

そのうち死亡災害による被災者数は、現在 14 人と、昨年の発生件数と同数で、10 月中旬以降わずか 1 か月の間に 5 件発生しています。[10 月 4 件発生、11 月 1 件発生]

【死亡労働災害の特徴】

①機械・装置等による「はさまれ・巻き込まれ」4 件、②フォークリフト等の運搬機械の「横転下敷き」や地盤の「崩壊による転落」3 件のほか、階段からの「転落」による死亡災害も発生しています。[死亡災害発生事例裏面参照]

【今後の取組み】

- 1 災害防止団体等への要請
- 2 年末年始無災害運動（実施要綱別添）の周知展開 [令和元年12月1日～令和2年1月31日]
- 3 各労働基準監督署管内での安全パトロール等

【添付資料】

- ・ 署別業種別労働災害発生状況（令和元年 10 月末現在）
- ・ 死亡労働災害の急増による栃木労働局長緊急メッセージ
- ・ 「年末年始無災害運動」実施要綱
- ・ 災害防止団体等への要請書及び要請先（写）

【令和元年発生死亡災害発生事例（栃木労働局）】

- 〔事例 1〕 2月発生／土木工事業／事故の型 墜落、転落／起因物 トラック
トラックの荷台上でクレーンを用いて荷下ろし作業中に、荷を吊ったロープが切れ、その衝撃で、地面に墜落した。
- 〔事例 2〕 3月発生／土石採取業／事故の型 転倒／起因物 整地・運搬・積み込み用機械
ホイールローダーを運転して走行中に、路面脇の地山に乗り上げ、車体が横転し、当該機械に挟まれた。
- 〔事例 3〕 4月発生／機械器具製造業／事故の型 挟まれ、巻込まれ／起因物 フライス盤
フライス盤を用いた加工作業中に、フライス盤の回転部分に巻き込まれた。
- 〔事例 4〕 5月発生／その他の製造業／事故の型 転倒／起因物 フォークリフト
フォークリフトを用いてフレコンバッグを運搬中に、フォークリフトが横転し、下敷きになった。
- 〔事例 5〕 5月発生／その他の小売業／事故の型 交通事故／起因物 トラック
トラックで高速道路を走行中に、前方を走行中の大型トレーラーに追突し、助手席に乗っていた被災者が死亡した。
- 〔事例 6〕 7月発生／その他の建築工事業／事故の型 挟まれ、巻込まれ／起因物 トラック
解体工事現場において、解体作業中にバックで移動してきたトラックに轢かれた。
- 〔事例 7〕 8月発生／食料品製造業／事故の型 挟まれ、巻込まれ／起因物 その他の装置、設備
電動移動式鉄製ラックの隙間内で作業中に、他の作業員が被災者に気づかず当該ラックを移動させ、当該ラックに挟まれた。
- 〔事例 8〕 9月発生／木製家具製造業／事故の型 挟まれ、巻込まれ／起因物 産業用ロボット
自動化装置にて加工作業中、自動材料投入機に頭部を挟まれた。
- 〔事例 9〕 9月発生／警備業／事故の型 おぼれ／起因物 構築物等
濁水でほぼ満水となった集水桝（縦横 55 c m、深さ 1. 2 m）内に上半身を前に屈めた状態で沈んでいた被災者が発見された。
- 〔事例 10〕 10月発生／ビルメンテナンス業／事故の型 墜落、転落／起因物 階段
工場の清掃作業で、階段を下りながらモップ掛けしていたところ、9段目（高さ 1. 8 m）からバランスを崩し、踊り場まで転落した。
- 〔事例 11〕 10月発生／産業廃棄物処理業／事故の型 挟まれ、巻込まれ／起因物 混合機、粉碎機
汚泥を分離する装置の原動機のプーリーとチェーンとの間に右大腿部を巻込まれた。
- 〔事例 12〕 10月発生／社会福祉施設／事故の型 交通事故／起因物 乗用車
軽乗用車を運転中、片側一車線の緩やかなカーブにおいて、センターラインを越えてしまい、対向車線を走行していたワゴン車と正面衝突した。
- 〔事例 13〕 10月発生／採石業／事故の型 崩壊、倒壊／起因物 トラック
ダンプカーの荷台に乗せた砂利をストック場に荷下ろしするため、ストック場にバックで進入した際、通路の路肩部分が崩壊し、ダンプカーごと高さ約 7 m 下のがけ下まで転落した。
- 〔事例 14〕 11月発生／小売業／事故の型 崩壊、倒壊／起因物 岩石
砂防観測所の定期保守点検のため、観測所のある沢を歩行移動中、沢が崩壊して落下してきた岩石に身体を挟まれた。

令和元年 監督署別・業種別 労働災害発生状況

令和元年10月末現在

栃木労働局

区分	栃木労働局				宇都宮		足利		栃木		鹿沼		大田原		日光		真岡			
	30年	31・元年	増減数	増減率	比率	30年	31・元年	増減数	30年	31・元年	増減数	30年	31・元年	増減数	30年	31・元年	増減数	30年	31・元年	増減数
全産業計	12	13	1			4	3	-1	1		4	5	1	2	2	±0		1	2	1
	1,395	1,430	35	2.5	100.0	394	370	-24	106	110	4	440	422	-18	183	194	11	68	89	21
製造業計	2	4	2			71	78	7	45	38	-7	150	140	-10	39	53	14	16	32	16
	398	420	22	5.5	29.4															
食料品	1	1				15	20	5	16	5	-11	29	28	-1	3	6	3	7	14	7
繊維工業	4	8	4	100.0	0.6	2	1	-1	1	1	1	2	1	2	1	2	1			
木材・木製品	1	1																		
家具・装具	31	32	1	3.2	2.2	3	1	-2	1	1	1	10	4	-6	4	11	7	1	4	3
化学工業	49	55	6	12.2	3.8	7	12	5	7	3	-4	16	21	5	7	3	-4	8	9	1
窯業土石製品	17	26	9	52.9	1.8	4	7	3				2	6	4	4	2	8	6	1	1
金属製品	1																			
一般機械器具	78	80	2	2.6	5.6	14	13	-1	8	8	±0	38	33	-5	6	7	1	3	4	1
電気機械器具	23	31	8	34.8	2.2	7	8	1	2	7	5	10	8	-2	3	1	-2	1	3	2
輸送用機械等	11	14	3	27.3	1.0	1	3	2	1	1	1	5	7	2	2	2	-2	1	1	±0
上記以外の製造業	43	29	-14	-32.6	2.0	9	2	-7	8	3	-5	17	16	-1	1	1	±0			
土石採取業・鉱業	51	56	5	9.8	3.9	9	11	2	4	9	5	22	15	-7	3	8	5	5	6	1
	6	9	3	50.0	0.6	1		-1				4	6	2	1	1	±0	1	1	1
建設業計	1	2	1																	
	140	149	9	6.4	10.4	42	32	-10	4	13	9	38	53	15	6	11	5	22	17	-5
土木工事業	27	45	18	66.7	3.1	7	9	2		3	3	8	14	6	1	2	1	8	8	±0
建築工事業	1	1	±0																	
(うち木造家屋工事業)	81	63	-18	-22.2	4.4	26	15	-11	1	9	8	21	21	±0	5	8	3	9	4	-5
その他の建設業	17	10	-7	-41.2	0.7	6	1	-5	3	3	3	5	2	-3	1	1	±0	2	1	-1
鉄道・道路旅客運送業	32	41	9	28.1	2.9	9	8	-1	3	1	-2	9	18	9		1	1	5	5	±0
	1																			
道路貨物運送業	8	15	7	87.5	1.0	4	6	2				1	4	3	2	1	-1		1	1
陸上貨物取扱業	3					1			1		-1									
林業	182	174	-8	-4.4	12.2	54	35	-19	11	19	8	70	45	-25	18	27	9	16	20	4
農・畜・水産業	10	2	-8	-80.0	0.1										2		-2	3	1	-2
第三次産業計	28	35	7	25.0	2.4	8	10	2	1	3	2	4	3	-1	1		-1	9	8	-1
小売業	5	5	±0			3	3	±0				1	1	±0				1	1	±0
社会福祉施設	623	626	3	0.5	43.8	214	209	-5	45	37	-8	173	171	-2	24	31	7	94	93	-1
飲食店	1	1	±0			1	1	±0												
	167	173	6	3.6	12.1	62	57	-5	9	8	-1	40	52	12	6	11	5	21	17	-4
	72	85	13	18.1	5.9	17	29	12	12	10	-2	18	19	1	6	7	1	13	12	-1
	55	64	9	16.4	4.5	23	28	5	3	2	-1	20	15	-5	1	1	±0	7	13	6

上段：速報による死亡災害で内数

下段：労働者死傷病報告による休業4日以上の災害

令和元年における第三次産業の労働災害発生状況

令和元年10月末日現在

栃木労働局

業種別	栃木労働局			宇都宮		足 利		栃 木		鹿 沼		大田原		日 光		真 岡	
	30年	31・元年	増減	30年	31・元年	30年	31・元年	30年	31・元年	30年	31・元年	30年	31・元年	30年	31・元年	30年	31・元年
商 業	1	1	±0	1	1												
	206	222	16	72	73	17	13	52	67	8	13	26	21	8	9	23	26
各種商品小売	19	24	5	6	6	1		8	8	1	1	2	3		1	1	5
新聞販売	1		-1	1													
	34	31	-3	11	7	4	3	8	14	2	1	3	2	1	1	5	3
金融広告業	8	8	±0	5	4		2	2	1			1	1				
金 融 業	7	5	-2	4	1		2	2	1			1	1				
広告・あっせん	1	3	2	1	3												
映画演劇業																	
通 信 業	44	44	±0	14	18	1	1	19	13	1	2	9	7		1		2
教育研究業	15	13	-2	5	3			7	2			1	4		1	2	3
保健衛生業		1	1		1												
	92	101	9	22	33	13	10	27	26	6	8	16	14	4	5	4	5
医療保健業	14	15	1	4	4			6	6		1	2	2	1	1	1	1
社会福祉施設		1	1		1												
	72	85	13	17	29	12	10	18	19	6	7	13	12	3	4	3	4
接客娯楽業	1		-1	1													
	138	133	-5	44	37	8	6	35	32	4	5	27	28	14	17	6	8
ゴルフ場	31	33	2	9	5	1	2	8	11	3	4	3	3	4	4	3	4
旅館業	1			1													
	32	24	-8	6	3	1	1	3	4			12	8	10	8		
飲食店	55	64	9	23	28	3	2	20	15	1	1	7	13		2	1	3
清 掃・と畜業	1	2	1					1	1				1				
	66	57	-9	28	20	3	4	17	16	4		6	13	4		4	4
ビル清掃	1	1	±0					1	1								
	32	31	-1	18	13	1		5	9	2		2	8	4			1
その他の事業	2	1	-1	1	1							1					
	54	48	-6	24	21	3	1	14	14	1	3	8	5	1	2	3	2
警 備 業	2	1	-1	1	1							1					
	16	17	1	12	12	2			4	1		1	1				
合 計	5	5		3	3			1	1			1	1				
	623	626	3	214	209	45	37	173	171	24	31	94	93	31	35	42	50

(注) 1. 休業4日以上労働者死傷病報告による労働災害集計分
2. 上段の数は速報による死亡者数で内数

死亡労働災害の急増による 栃木労働局長緊急メッセージ

今年の栃木県下における休業4日以上之死傷者数は、10月末日現在で、1,430名で、昨年同時期と比較し35名の増加となっており、増加傾向が続いています。一方、死亡者数は、11月20日現在で14名ののぼり、特に、10月中旬以降わずか1か月の間に5名もの尊い生命が失われた結果、既に、昨年一年間の被災者数と同数となるなど、誠に由々しき事態となっています。

労働災害とりわけ死亡等の重篤な災害はあってはならないものですが、今年の死亡災害の内容をみますと、機械・装置等による「挟まれ、巻き込まれ」、フォークリフト等の運搬機械による「横転下敷き」や地盤の「崩壊に伴う転落」、階段やトラックからの「墜落、転落」等が大半で、基本的な安全対策を講じていれば、発生に至らなかったと思われる事案がほとんどです。

こうした中、令和最初の年末年始を迎えますが、この時期は何かと慌ただしく、産業現場では、年末の大掃除や機械設備の保守点検・突発的な作業、年始の機械設備の始動・調整作業など非定常作業が多くなりがちで、災害の発生が危惧されるところです。

栃木労働局及び各労働基準監督署では、死亡災害はもちろんのこと、これ以上死傷災害を発生させないとの強い決意のもと、令和元年12月1日から令和2年1月31日までの間、「年末年始無災害運動」を展開します。

事業者及び事業場におかれましては、栃木県内の労働災害が増加傾向にあることを踏まえ、経営トップ自ら「労働災害は絶対に起こさない」という強い決意を従業員に示すとともに、リーダーシップを発揮し、作業前の点検、安全な作業手順の遵守、5S（整理・整頓・清潔・清掃・躰（しつけ））活動、危険予知活動、指差呼称などの基本的な安全活動や巡視活動を強化するなど、災害防止対策の徹底を図っていただくようお願いします。

令和元年11月22日

栃木労働局長 浅野 浩美

「年末年始無災害運動」実施要綱

(令和元年12月1日～令和2年1月31日)



栃木労働局

1 趣旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、平成30年は過去10年間で最多となる1,930人を数え、14人もの尊い生命が失われた。

令和元年においては、10月末現在で、1,430人と昨年同時期よりも35人増加し、うち死亡災害による被災者数は13人を数え、11月20日現在その数は14人に上り、10月中旬以降わずか1か月の間に5件発生と急増し、昨年の発生数と同数になるなど、由々しき事態となっている。

昨年の死亡災害は、半数以上が道路上の交通事故であったが、本年は、機械・装置等による挟まれ、巻き込まれ、フォークリフト等の運搬機械の横転による下敷きや地盤の崩壊に伴う転落、挟まれ、階段やトラックからの墜落、転落等の、いわゆる作業事故によるものが12件と大半を占めている。

これから年末年始を中心にあわただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒、交通事故等の危険が増し、さらなる労働災害の増加、とりわけ死亡災害や重度の障害が残る重篤な災害、一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生が懸念されることから、死亡災害はもちろんのこと、これ以上の死傷災害を発生させないとの強い決意とともに、具体的な労働災害防止の一層の強化が求められる。

これら状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の防止とりわけ死亡災害の撲滅を目的とした「**年末年始無災害運動**」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

2 当局実施期間

令和元年12月1日から令和2年1月31日まで

3 運動スローガン

『令和最初の年末年始 安全健康 心に誓う』

(中央労働災害防止協会 第49回 年末年始無災害運動スローガン)

4 災害防止の重点事項

- (1) 急増中にある死亡労働災害の撲滅
- (2) 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害の撲滅
- (3) フォークリフト等の荷役運搬機械による災害の撲滅
- (4) 高所作業における「墜落、転落」災害の撲滅
- (5) 転倒災害の撲滅

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) 重点事項に係る指導啓発用チラシの作成・配布、広報の実施
- (3) 本運動及び死亡災害急増に係る報道機関への広報の実施
- (4) 各種会合等における周知徹底
- (5) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情に合った無災害運動の展開
- (2) 建設業に対する監督指導等の実施
- (3) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (4) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (5) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
 - (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
 - (3) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ＜ 現場力の向上と、若年者層に対する危険認識のための教育の推進 ＞
- (4) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
 - (5) はさまれ・巻き込まれ、墜落・転落、転倒災害防止や腰痛予防対策の徹底
 - (6) フォークリフトをはじめとする車両系荷役運搬機械による安全かつ適正な作業の徹底
 - (7) フルハーネス型墜落制止用器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
 - (8) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
 - (9) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
 - (10) 交通労働災害防止対策の推進
 - (11) 安全衛生パトロールの実施

- (12) 年末時期の大掃除等を契機とした 5 S の徹底
- (13) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (14) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (15) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (16) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (17) インフルエンザ等の感染予防対策の徹底
- (18) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (19) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (20) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

令和元年度年末年始無災害運動

スローガン 『令和最初の年末年始 安全健康 心に誓う』

栃木労働局・各労働基準監督署

労働災害防止重点事項

機械設備による挟まれ、巻込まれ災害の防止

- ◎ 機械の本質安全化措置を第一に！
- ◎ 安全カバー、安全装置は常に有効な状態に！
- ◎ 掃除、点検、トラブル発生時は、まず機械の停止を！
- ◎ 具体的な安全作業手順の作成と周知を！
- ◎ 現場力を高め、不安全状態・不安全行動の即時改善を！
- ◎ 経験の浅い労働者に対し、危険を認識させる教育を！
- ◎ 安全カバー、安全装置の無効化等不安全な状態や

労働者の不安全な行動を確認した時は、即時改善指導を！

- ◎ 注意喚起の表示は、見やすい位置に、目立つように、具体的に！

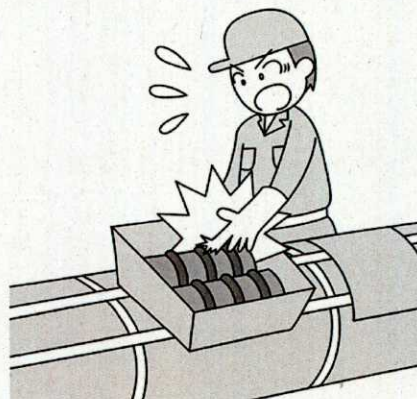
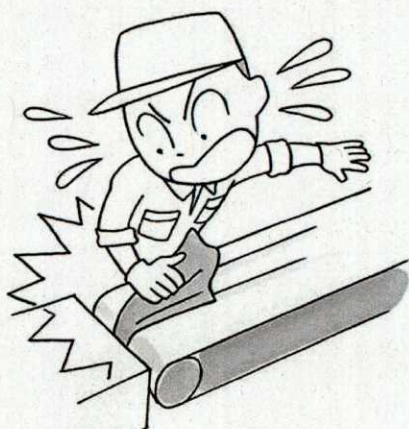
【死亡災害事例】 「厚生労働省 HP 職場の安全サイト災害事例より」

加熱機械と密着させる支えの部分に隙間が生じていたため、被災者は調整作業（ネジ締め）を行おうと、機械の可動範囲に立入った。この時被災者は、機械の電源スイッチを切らなかったため、自動操作により可動した機械に挟まれ死亡した。



機械災害防止チェック項目

- 回転軸、歯車、ベルト、作業装置の稼働範囲など、身体の一部が「挟まれ」たり、「巻き込まれ」たりする危険箇所への覆い等が設けてありますか？
- 安全装置（光電センサー、インターロックスイッチ、安全プラグ等）は、常に正常に作動するよう、有効に保持されていますか？
また、毎作業の開始前には、作動の適否を点検していますか？
- 掃除や点検、調整、トラブル発生時には、まず『機械を止める』ことを労働者に周知徹底させていますか？
- 掃除等を行う場合は、起動装置への錠または運転停止の旨の表示を行い、誤操作防止措置を徹底していますか？
- 掃除、定期点検等の際に一時的に取り外した安全カバーは、必ず復旧させていますか？
また、職場長等の管理監督者は、復旧状況を確認していますか？
- 具体的かつ安全な安全作業手順書の作成と周知がされていますか？
特に、掃除や点検、トラブル発生時等、非常作業に対する安全作業手順書の整備もされていますか？
- 労働者に安全または衛生のための教育訓練を確実に実施していますか？
機械の正しい取扱い方法、どこに危険の所在があるのか、十分に理解させましょう。
また、掃除等の際、決められた安全手順・動作を怠ると、身体にどのような危害が及ぶかを十分に理解させましょう。
- 職長等の現場第一線の管理監督者は、同僚、部下のルール違反行動を確認した時は、すぐに注意指導をしていますか？
- 事業者、安全管理者又は安全衛生推進者等は、日常的に「安全衛生」に主眼を置いた職場巡視をしていますか？



イラスト：厚生労働省 HP 「職場の安全サイト ヒヤリハット事例より」

令和元年度年末年始無災害運動

スローガン 『令和最初の年末年始 安全健康 心に誓う』

栃木労働局・各労働基準監督署

労働災害防止重点事項

車両系荷役運搬機械等による危険防止

※ 車両系荷役運搬機械等：フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、不整地運搬車、等

- ◎ 安全な作業に適応した作業計画（運行経路の指定含む）の

作成と関係労働者への周知徹底を！

- ◎ 資格を要する機械では、無資格者による運転は絶対に厳禁です！

- ◎ フォーク等の作業装置に人を乗せて昇降させる等、

主たる目的以外の使用は厳禁です！

- ◎ 積載能力を守り、「急」の付く運転（発進・急停止・急旋回）は厳禁です！

- ◎ 付近の作業員や他の車両等と接触する恐れがある時は、

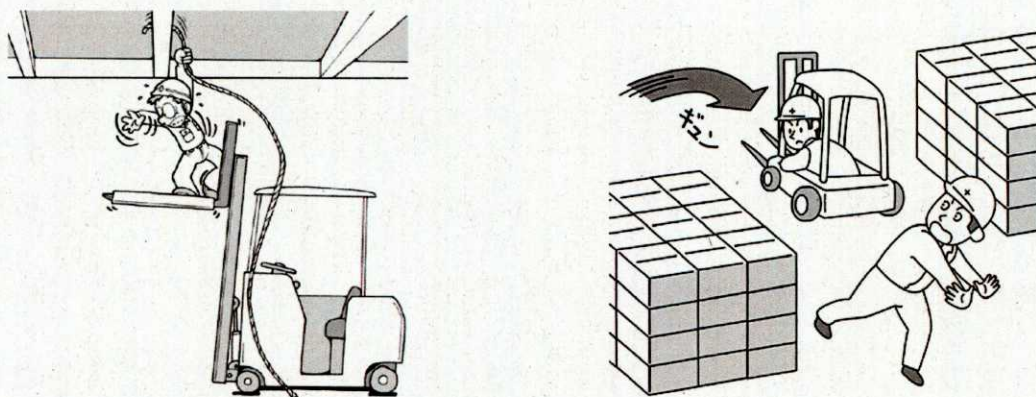
接触防止措置の徹底を！

【死亡災害事例】 「厚生労働省 HP 職場の安全サイト災害事例より」

製造工場の2階部分に設置されている換気引戸の調子が悪く、これを調整しようと、フォークリフトを喚起引戸の下方に移動させ、フォークにパレット8枚を重ねた上に被災者が乗り、同僚の操作でフォークを上昇させた。その後、被災者が換気引戸の調整を行っていたところ、足を滑らせてパレットから床面に墜落し、死亡した。

フォークリフト荷役運搬機械災害防止チェック項目

- ☐ 作業開始前の点検をしていますか？
- ☐ 保護帽、安全靴等保護具を着用していますか？
- ☐ 無資格者に運転をさせていませんか？
また、運転者には資格証を携帯させていますか？
- ☐ 安全な作業に適応した作業計画（運行経路と作業の方法の指定含む）を作成し、関係労働者に周知していますか？
※ 作業計画：作業場所の広さと地形、使用する機械等の種類とその能力、
取扱う荷の種類、大きさ、重さや形に適したものでなければなりません。
- ☐ 作業指揮者を指名し、作業計画に基づく作業の指揮をさせていますか？
- ☐ 構内の制限速度を定め、関係労働者に周知徹底させていますか？
- ☐ 運航経路は必要な幅員が確保されていますか？
また、地面の不同沈下や路肩の崩壊を防止する措置がされていますか？
- ☐ 使用にあたり決められた積載能力を厳守させていますか？
- ☐ フォーク等の作業装置上に人を乗せての昇降や物をつり上げる等の不適切な使用はしていませんか？
- ☐ 「急」の付く運転（発進・急停止・急旋回）が行われていませんか？
- ☐ フォークリフト等またはその荷が、付近の作業者と接触するおそれのあるときは、誘導者を配置し、接触による危険防止措置がとられていますか？
- ☐ 運転席を離れるときは、フォーク等の作業装置を地面に降していますか？
また、エンジンを止め、かつブレーキ掛け、輪止めをしていますか？



STOP! 転倒災害



濡れた床（滑り）



段差・台車（つまずき）



階段（踏み外し）

「滑り」・「つまずき」・「踏み外し」による転倒災害防止対策

滑りにくい靴の使用
（動摩擦係数0.2以上）

滑りにくい床に改善
（作業環境の改善）

視界良好・足元ヨシ！
（指差呼称）

整理・整頓・清潔・清掃・しつけ

つまずき（危険箇所）の見える化

転倒危険！



墜落・転落危険！



腰痛危険！



災害危険！



“転倒は「ぬ・か・づけ」が大好き！”

*ぬ（濡れた所）・か（階段・段差）・づけ（片づけられていない所）・太（台車）・好（コド、コーナー）・物（突起物、放置物）
「ぬ・か・づけ」は日本転倒予防学会主唱



栃木労働局労働基準部健康安全課・労働基準監督署

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、転倒災害を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP! 転倒 検索

事業者の皆さまは、職場の転倒災害防止対策を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した総点検を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、職場環境の改善を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約2.8万件と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴2 特に高齢者で多く発生!

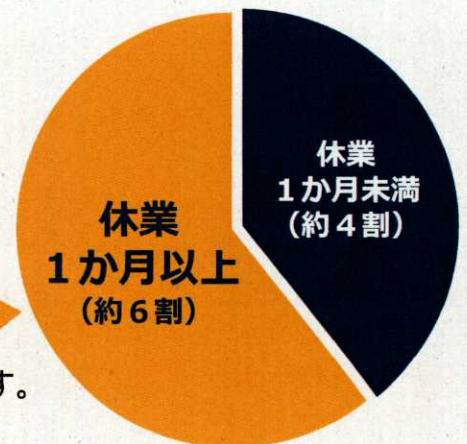
高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが約3倍に増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割!

転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。

特徴4 冬季に多く発生!

降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。



「平成29年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告 (厚生労働省) より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか?

 滑り <主な原因> ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 ・路面等が凍結している。	 つまずき <主な原因> ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。	 踏み外し <主な原因> ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
---	---	--

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ (水、油、粉など) を取り除く ・床面の凹凸、段差などの解消	・時間に余裕を持って行動 ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 ・足元が見えにくい状態で作業しない	・移動や作業に適した靴の着用 ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有 ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

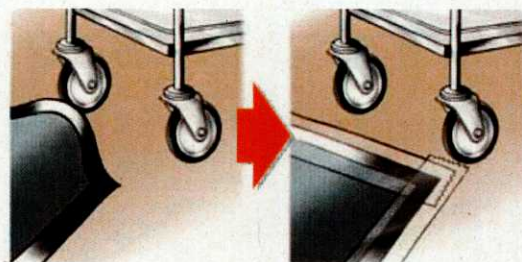
検索



滑り注意



つまずき注意



つまずき防止対策



スイングドア（出会い頭衝突注意）



扉前のスペース確保



階段（視界不良）

<転倒しないための靴選びのポイント>

サイズ

小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。

屈曲性

屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。

重量

重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。

重量バランス（前後）

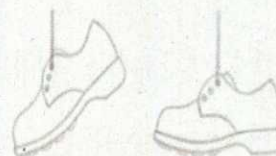
つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。

つま先部の高さ

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。

靴底と床の耐滑性のバランス

作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。



冬季は転倒災害が多発

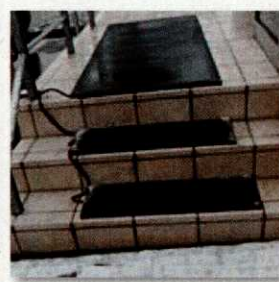
▶積雪・凍結などによって転倒の危険性が高まる冬季は、以下の対策が重要です。

◇天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し、転倒しにくい靴の着用を指示するなど、早めの対策を実施しましょう。

◇駐車場の除雪・融雪は万全に。出入口には転倒防止の対策を！

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用のマットやヒートマットなどを敷き、夜間は照明設備を設けて明るさ（照度）を確保しましょう。



<ヒートマットの設置例>

◇職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

STOP！ 転倒

検索

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		☒
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！



栃労発基 1122 第 1 号
令和元年 11 月 22 日

別記団体の長 殿

栃木労働局長

令和元年「年末年始無災害運動」の実施について（協力要請）

貴職におかれましては、日頃より、労働災害防止対策の推進に、特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記運動につきましては、年末年始の時期に多発傾向にある労働災害の防止を目的に、厚生労働省の後援のもと、中央労働災害防止協会の主唱により、令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 15 日を実施期間として展開されます。

令和元年の栃木県内の労働災害は 10 月末現在、1430 人と昨年同時期よりも 35 人増加し、死亡災害による被災者数は現在までに、昨年の発生件数と同数の 14 人にのぼっています。

特に、死亡災害にあつては、10 月中旬以降わずか 1 か月の間に 5 件の発生と急増中であり、由々しき事態となっています。また、昨年は交通事故によるものが半数以上であった一方で、本年は、機械・装置等による挟まれ、巻き込まれ、フォークリフト等の運搬機械による横転下敷きや地盤の崩壊による転落、階段やトラックからの墜落、転落等の、いわゆる作業事故によるものが大半を占めています。

御承知のとおり、年末年始は慌ただしい時期であり、日常の生活リズムも変わりやすく、産業の現場においては、年末の大掃除や機械設備の保守点検・突発的な作業、年始の機械設備の始動・調整作業など非定常作業が多くなることから、各事業場や職場では、労働災害とりわけ死亡災害等の重篤な災害の未然防止に向けて、特別な配慮が必要となります。

これから年末年始を中心に労働災害の増加が懸念されることから、死亡災害はもちろんのこと、これ以上の死傷災害を発生させないとの強い決意のもと、下記の期間、死亡労働災害の撲滅等を重点とした「年末年始無災害運動実施要綱」（別添）に基づく本運動を実施することとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、以上の趣旨について御理解を賜り、傘下会員事業場等に対して、実施要綱の記の 7 の「事業者の実施事項」を周知いただくとともに、労働災害防止のための積極的な取組を展開していただくべく、本職の緊急メッセージを添えてお願いする次第です。

なお、本要綱等については、当局ホームページにも掲載していることを申し添えます。

記

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1 期間 | 令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日まで |
| 2 事業場の実施事項 | 別紙のとおり。 |

別 添

【関係団体】

1 労働災害防止団体

- (1) 一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会
- (2) 建設業労働災害防止協会 栃木県支部
- (3) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 栃木県支部
- (4) 林業・木材製造業労働災害防止協会 栃木県支部

2 事業者団体

- (1) 一般社団法人 栃木県経営者協会
- (2) 一般社団法人 栃木県商工会議所連合会
- (3) 栃木県商工会連合会
- (4) 栃木県中小企業団体中央会
- (5) 栃木県社会福祉法人経営者協議会

3 安全衛生団体等

- (1) 公益社団法人 日本作業環境測定協会 北関東支部
- (2) 一般社団法人 日本ボイラ協会 栃木県支部
- (3) 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 栃木事務所
- (4) 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 栃木県支部
- (5) 独立行政法人 労働者健康安全機構 栃木産業保健総合支援センター

4 労働組合

日本労働組合総連合会 栃木県連合会

5 社会保険労務士会

栃木県社会保険労務士会

令和元年 11 月 22 日

別記関係発注機関の長 殿

栃木労働局長

令和元年度「年末年始無災害運動」の実施について（協力依頼）

貴職におかれましては、日頃より労働災害防止対策の推進に特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記運動につきましては、年末年始の時期に多発傾向にある労働災害の防止を目的に、厚生労働省の後援のもと、中央労働災害防止協会の主唱により、令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 15 日を実施期間として展開されます。

令和元年の栃木県内の労働災害は 10 月末現在、1430 人と昨年同時期よりも 35 人増加し、死亡災害による被災者数は現在までに、昨年の発生件数と同数の 14 人にのぼっています。

特に、死亡災害にあつては、10 月中旬以降わずか 1 か月の間に 5 件の発生と急増中であり、由々しき事態となっています。また、昨年は交通事故によるものが半数以上であった一方で、本年は、機械・装置等による挟まれ、巻き込まれ、フォークリフト等の運搬機械による横転下敷きや地盤の崩壊による転落、階段やトラックからの墜落、転落等の、いわゆる作業事故によるものが大半を占めています。

御承知のとおり、年末年始は慌ただしい時期であり、日常の生活リズムも変わりやすく、産業の現場においては、年末の大掃除や機械設備の保守点検・突発的な作業、年始の機械設備の始動・調整作業など非定常作業が多くなることから、各事業場や職場では、労働災害とりわけ死亡災害等の重篤な災害の未然防止に向けて、特別な配慮が必要となります。

これから年末年始を中心に労働災害の増加が懸念されることから、死亡災害はもちろんのこと、これ以上の死傷災害を発生させないとの強い決意のもと、下記の期間、死亡労働災害の撲滅等を重点とした「年末年始無災害運動実施要綱」（別添）に基づく本運動を実施することとしました。

つきましては、貴職におかれましても、以上の趣旨について御理解を賜り、関係事業者等に対して、実施要綱の記の 7 の「事業者の実施事項」を周知いただくとともに、労働災害防止のための積極的な取組を展開していただくべく、本職の緊急メッセージを添えてお願いする次第です。

なお、本要綱等については、当局ホームページにも掲載していることを申し添えます。

記

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1 期間 | 令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日まで |
| 2 事業場の実施事項 | 別紙のとおり。 |

別 添

【公共工事発注機関】

1 国

(1) 国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所

(2) 国土交通省関東地方整備局 宇都宮営繕事務所

2 地方自治体

栃木県県土整備部 監理課